

業 務 仕 様 書

1 件名

欧米豪向けインバウンド新需要開拓事業委託業務

2 発注者

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会（以下「協議会」という。）

3 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

4 事業の目的

国内外における新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、観光渡航の本格的再開には、なお時間を要すると見込まれる。一方で、アフターコロナの旅行市場で早期回復が期待されているのが富裕層旅行であり、特に欧米豪市場はワクチン接種の進展に伴い、訪日旅行需要の回復が見られる。

そこで、コロナ禍を経た、「密を避けて大都市から地方へ」「著名観光地から知られざる自然・アウトドア、本当の日本（歴史・文化等）を知る旅へ」の変化の機を逃さないよう、モデル的に、欧米豪の富裕層をターゲットとしてコンテンツの開発及び旅行商品の造成に取り組むことにより、アフターコロナにおけるインバウンド誘客強化への基盤づくりを行う。

5 業務の内容

(1) 愛媛県内の富裕層向けコンテンツの洗い出し

- ①県内のコンテンツ事業者向けオンライン説明会の実施
- ②県内の観光・スポーツ・文化コンテンツの洗い出し
- ③欧米豪富裕層を顧客に持つ海外の旅行会社へのヒアリング等を基に絞り込み

<留意事項>

- ・コンテンツは、観光スポット、体験メニュー、宿泊施設、飲食店などを広く対象とし、30程度を目安とする。

(2) コンテンツのブラッシュアップ、周遊ルートづくり

- ①専門家（旅行会社等）の助言により、コンテンツをブラッシュアップ
- ②県内の複数コンテンツを組み合わせるストーリー性・テーマ性のあるルート化
- ③東京・大阪や近隣県の有力観光地（例：広島原爆ドーム）などとのモデル周遊ルート化

<留意事項>

- ・開発したコンテンツ及びモデルルートは、今後、様々な旅行会社等が扱えるものとする。
- ・作成するモデルルートは、ターゲット別・テーマ別に8ルート程度を目安とする。

(3) プロモーション資料の制作（タリフ、デジタルパンフレット、動画）

- ①県内事業者に対するタリフ（業務用商品情報・料金表）の作成支援
- ②旅行会社向け商談用デジタルパンフレット（英語版）の制作
- ③旅行会社向け商談用動画（BtoB）及び富裕層向けPR動画（BtoC）の制作

<留意事項>

- ・作成するプロモーション資材は、本事業において実施するオンライン商談会のほか、今後、協議会や県内事業者等が実施する営業活動に活用できるものとする。
- ・デジタルパンフレットはPDF形式とし、各コンテンツのタリフやモデルルートに掲載する。また、今後、協議会が適宜編集可能なデータ形式（パワーポイントやエクセル等）を合わせて納品するほか、関係者用の日本語版を作成する。
- ・動画は各コンテンツ毎に制作する。商談用動画は3～5分程度、PR動画は30秒～1分程度とする。
- ・PR動画の用途は、愛媛県の多言語観光ホームページへの掲載等を予定している（※掲載に係る作業は別途、協議会において行う）。

(4) FAMトリップの実施

①欧米豪の旅行会社対象 オンラインFAMトリップの実施

②国内在住の欧米豪富裕層旅行者等対象 リアルFAMトリップの実施

③国内在住の欧米豪富裕層旅行者向けメディア対象 リアルFAMトリップの実施

<留意事項>

- ・オンラインFAMトリップは、対象市場（欧州、米国、豪州）毎に各1回（計3回）開催することを基本とするが、複数市場の同時開催も可とする。
- ・欧米豪の旅行会社は、訪愛媛旅行商品の造成意欲があり、販売力がある旅行会社の商品造成担当者等を招請すること。招請社数は、各市場10社程度（計30社程度）を目安とする。
- ・国内在住の欧米豪富裕層旅行者等は、欧米豪出身かつ富裕層旅行者の目線での評価・検証や、情報発信を行うのに効果が見込まれる者を選定すること。招請人数は、10名程度を目安とする。
- ・欧米豪富裕層旅行者向けメディアは、旅行情報雑誌やWEBメディアに限らず、欧米豪富裕層旅行者が利用する旅行手配サービス会員向けメディアなども含め、広く対象とする。富裕層旅行者の誘客に効果が見込まれる媒体を選定すること。招請社数は、2社程度を目安とする。招請する記者等は国内在住者とする。

(5) オンライン商談会の実施

①欧米豪の旅行会社との県内事業者とのオンライン商談会の実施

<留意事項>

- ・オンライン商談会は、対象市場（欧州、米国、豪州）毎に各1回（計3回）開催することを基本とするが、複数市場の同時開催も可とする。
- ・参加する県内事業者の希望に応じて、商談時の通訳（最大30件程度）やプレゼン資料の作成（10件程度）に係る支援を行うこと。

(6) アフターフォロー

オンラインFAMトリップやオンライン商談会の実施後、欧米豪の旅行会社等（ランド社を含む）による商品造成を円滑に進めるため、協議会や県内事業者とも連携して、情報提供等の支援を行うなど、確実な旅行商品の造成・販売につなげるための取り組みを実施するとともに、商品造成等の状況についてヒアリングを行い、事業成果を把握すること。

(7) 独自提案事項【任意】

上記(1)～(6)の必須提案事項と連動し、前述「4 事業の目的」に沿った本事業の効果を高めると考えられる独自提案事項がある場合は、企画提案すること。ただし、実施に要する経費は、必須提案事項に要する経費と併せて、委託料の上限の範囲内とする。

6 総括責任者

受託者は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

7 再委託の可否

- ・ 受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で協議会が必要と認めるときは、契約業務の一部を他者に再委託することができるものとする。
- ・ 再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

8 守秘義務及び個人情報の取扱い

- ・ 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・ 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・ 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

9 著作権等の取扱い

- ・ 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、協議会に帰属する。
- ・ 成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- ・ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

10 提出書類等

受託者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類・成果物等を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ・ 事業計画書及び実施工程表 紙1部
- ・ その他協議会が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・ 実績報告書：紙1部（カラー）及び電子データ（電磁的記録媒体は任意）
- ・ プロモーション資材（タリフ、デジタルパンフレット）
：紙1部（カラー）及び電子データ（電磁的記録媒体は任意）
- ・ 動画（商談用動画、富裕層動画、FAMトリップ用動画）
：電子データ（電磁的記録媒体は任意）
- ・ その他協議会が業務の確認に必要と認める書類及び写真等

※電磁的記録媒体の購入費用は委託料に含める。

11 その他

- 受託者は、本業務の実施に当たり、愛媛県会計規則、愛媛県個人情報保護条例その他関係法令・条例等を順守しなければならない。
- 契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料を業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- 協議会は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- 受託者は、制作を進める過程において内容やスケジュールを委託者と十分に協議の上、作業を進めるものとし、作業の進捗状況について、随時、報告すること。また、複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- 本業務遂行中に受託者が県若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに協議会にその状況及び内容を書面により報告し、全て受託者の責任において処理解決するものとし、協議会は一切の責任を負わないものとする。
- 本仕様書に記載のない事項については、その都度、委託者と受託者が協議して決定する。